

01

政治について詳しくなろう!

選挙って何?

選挙とはわたしたちの社会のことを話し合う代表者(政治家)を選ぶこと

わたしたちの社会は、「みんなのことはみんなで決める」という考え方をとっています。しかし、全ての話し合いに全員が参加するのは不可能です。そのため、選挙で選ばれた代表者(政治家)が議会で話し合い、ルールや税金の使い道を決めています。

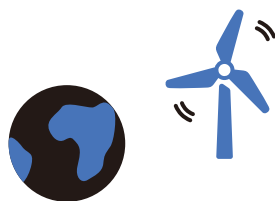


政治の決定は、わたしたちの生活に影響している

\ 例えば、こんなこと /

環境問題

気候変動を止めるには、個人でできることもあるけれど、国や地域全体での取組が必要。政治家がどんなルールを作るかが、これからの気候に影響します。



買い物

買い物でも消費税を払っています。外国から輸入する商品にも、国内の産業を守るために、税金を足して値段が高くなっています。税金の種類や金額を決めるのも代表者(政治家)の仕事です。



仕事

忙しすぎてなかなか休めない、給料が低いなど、将来、働くうえで悩むこともあるかもしれません。働く環境を良くする取り組みや、給料のルールを決めるのも政治です。



誰が代表者(政治家)になっても一緒、ではありません。

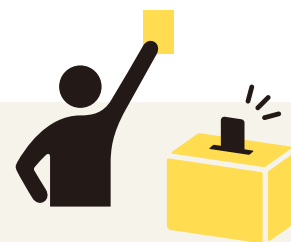
代表者(政治家)が変わると、ルールや税金の使い道がこれまでと変わることもあります。

? 考えてみよう!

身の回りで、あなたが心配なことや変えていきたいことは何ですか?



選挙の種類は全部で6つ



国の選挙 (国会議員を選ぶ選挙)



衆議院議員総選挙

国全体のことを話し合う
衆議院議員を決める選挙

衆議院って？

4年の任期の間でも内閣総理大臣の意思で解散できるという特徴があります。

参議院議員通常選挙

国全体のことを話し合う
参議院議員を決める選挙

参議院って？

6年間務めるので、じっくり長期的な視点で話し合いがしやすい議会です。

地方の選挙

都道府県の選挙



都道府県知事選挙

都道府県の知事(都道府県のリーダー)を
決める

都道府県議会議員選挙

都道府県全体のことを話し合う
代表者(県議会議員)を決める選挙

市町村の選挙



市町村長選挙

市町村長(市町村のリーダー)を
決める

市町村議会議員選挙

市町村のことを話し合う
代表者(市町村議会議員)を決める選挙

市町村議会是最も身近な、暮らしや地域の問題に取り組む議会

政治について詳しくなろう!

02

どんな選挙があるの？

2/2

| 選挙の種類 | | 任期 | 選ばれる人数 | 立候補できる人 | |
|-------|---------|-----------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|
| 国の選挙 | 衆議院議員選挙 | 最長4年 | 小選挙区:289人 鳥取県は2人 | 25歳以上 | |
| | | | 比例代表:176人 中国地方で10人 | | |
| | 参議院議員選挙 | 6年 3年ごとに半分交代 | 選挙区:148人 鳥取島根で2人 | 30歳以上 | |
| | | | 比例代表:100人 | | |
| 地方の選挙 | 都道府県の選挙 | 都道府県知事選挙 | 4年 | 1人 | 30歳以上 |
| | | 都道府県議会議員選挙 | 4年 | 都道府県によって異なる 鳥取県は35人 | 25歳以上で、その地域に3か月以上住んでいる人 |
| | 市町村の選挙 | 市町村長選挙 | 4年 | 1人 | 25歳以上 |
| | | 市町村議会議員選挙 | 4年 | 市町村によって異なる | 25歳以上で、その地域に3か月以上住んでいる人 |

コラム

「合区」

参議院議員を選ぶ地域(選挙区)と人数が変わりました。

～2015年 鳥取県 2人・島根県 2人



「合区」

2016年～ 鳥取・島根 2人

どうして？

投票できる人の人口は地域によってばらばら。例えば人口10万人につき議員が1人いる県と、人口30万人につき議員が1人いる県がある。それは不平等だという問題を「1票の格差」という。この問題を解消するために人口の少ない鳥取と島根、徳島と高知はそれぞれ一つの選挙区になって、政治家を選ぶ地域と人数が変更になりました。(「合区」)

03

政治について詳しくなろう!

選挙に参加できる人は?

1/2

投票できるのは18歳以上、立候補できるのは25歳もしくは30歳以上

投票

選挙で1票を入れること

立候補

代表者(政治家)になろうと、選挙に参加すること



[2つの大切なわたしたちの権利]

- ① 選挙で投票できる権利 (=選挙権)
- ② 選挙に立候補して、代表者(政治家)になれる権利 (=被選挙権)



Q 何歳から投票できる / 代表者(政治家)になれるの?

| 投票できる年齢 | 立候補できる年齢 | |
|------------|---|----------------------------|
| 18歳 | 25歳 衆議院議員、市町村長、 都道府県議会議員、市町村議会議員 | 30歳 参議院議員、都道府県知事 |

Q どこに住んでいる人が投票できるの?

衆議院議員選挙、参議院議員選挙

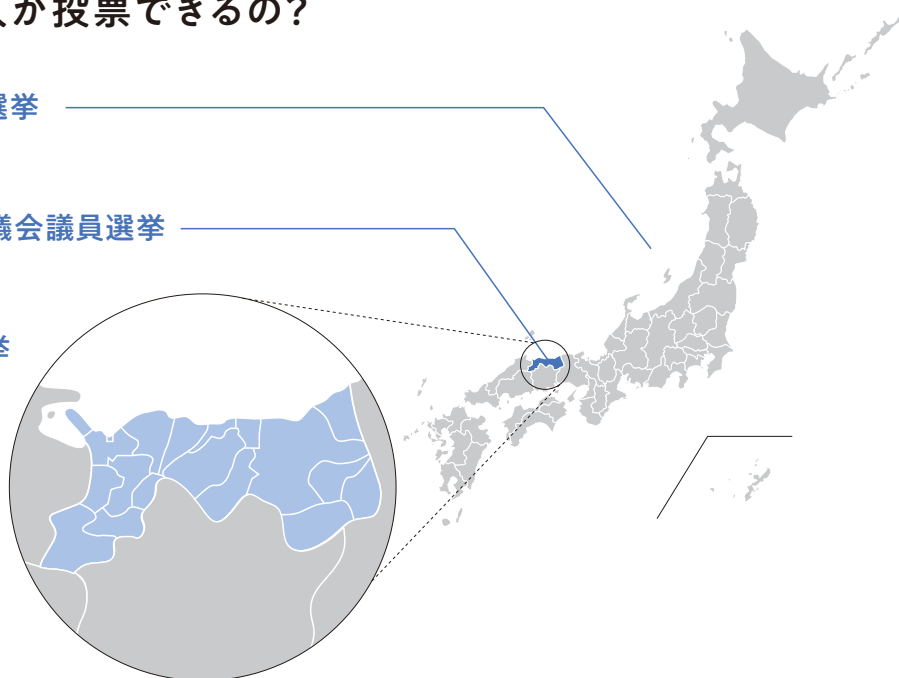
全国

都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙

その都道府県内

市町村長、市町村議会議員選挙

その市町村内



03

政治について詳しくなろう!

選挙に参加できる人は?

2/2

! 引っ越しをしたら気をつけて

3か月以上住んでいないと、その地域での投票ができません。引っ越しして3ヶ月以内、もしくは住民票を変更していない人は**不在者投票制度**で投票できます。



住民票って?

住んでいる場所を記録している書類。引っ越しをしたら住民票の新しい住所への変更手続きをします。

変更方法

- ①もともと住んでいた地域の市役所・役場に転出届を出す
- ②新しく住む地域の市役所・役場に転入届を出す

選挙権の推移

| 1889年 | 1925年 | 1945年 | 2016年 |
|-------------------------------|--------------|-----------------|-------------------------|
| 25歳以上の男子で 15円以上 納税している人 | 25歳以上の 男子 | 20歳以上の すべての人 | 18歳以上の すべての人 |

1889年に投票する権利を持っていた人は**全国の1%ほど**でした。一部の人が政治のあり方を決めるのはおかしいということで、**税額の基準がなくなり、女性も参加できるよう**になりました。2016年には、より若い世代が政治に関心をもち、若者の声を政治に届けるため、**18歳以上のすべての人が投票できる**ようになりました。

被選挙権の推移

| 1889年 | 1945年 |
|---------------------------|---------------------------------|
| 30歳以上の男子で 15円以上納税している人 | 25歳以上 / 30歳以上の すべての人 |

政治について詳しくなろう!

04

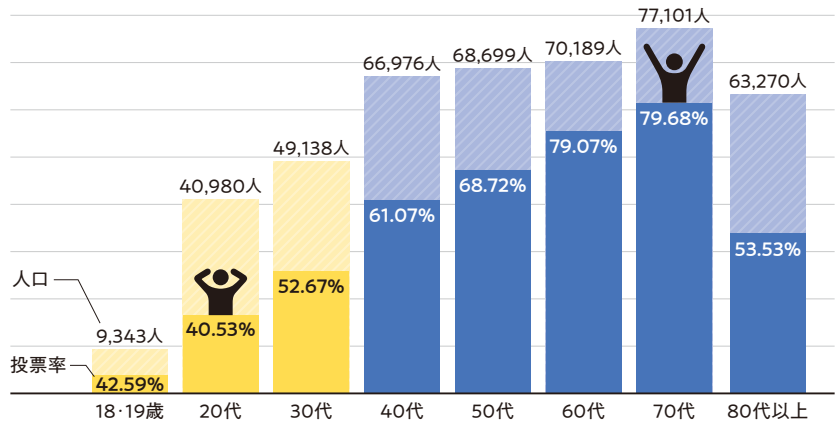
どうして投票しないといけないの？

社会をつくっているのは「誰か」ではなくて「わたしたち」だから

1 投票しないと投票率の低い若い世代のための政策が生まれにくいから

[政策とは]
国やまちづくりの方針

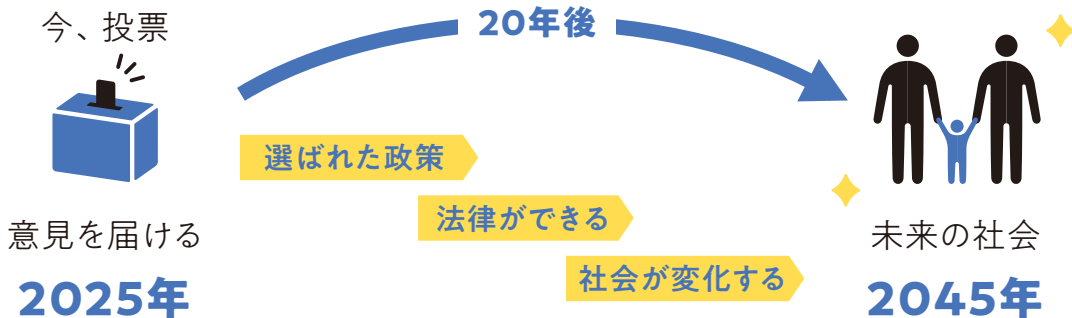
鳥取県年代別人口および
第50回衆議院議員総選挙の
年代別投票率



全体投票率
58.10%

このままでは、**人口が少なく投票率が低い若い世代は**後回しにされ続けるかもしれません。

2 未来により良い社会を残したいから



今の選挙で選ばれた政治家が議論して決めていくルールは、次の世代の生活にも大きく影響します。未来を生きる人がどんな社会で暮らすかは、今のわたしたちにかかっています。

投票は、わたしたちの声を届ける方法。
投票は、わたしたちが生きていく社会を選ぶこと。



投票はテストではない。だから“正解”はない。

みんなが選んでいる人ではなくても、前回と違う人に投票することもできます。
完全に意見の一致する人はほぼいないから、誰が最も自分の考えに近いかを考えてみましょう。

情報の集め方

① 選挙公報

投票日の2日前までに家に届くチラシ。
立候補している人のプロフィールや政策がまとめて載っています。



② 政見放送

立候補者がテレビやラジオで意見を伝える放送。
文字だけでは分からない、その人の雰囲気（みんい）がわかります。



③ 街頭演説

駅前などで立候補者が演説をしています。
じっくり話が聞けますし、直接本人に質問することもできます。



④ 立候補者のホームページやSNS

当選したら実現したいことがまとめて書いてあることが多いです。



⑤ ポートマッチ

アンケートに答えると、自分の考えと近い立候補者や
政党を教えてください。



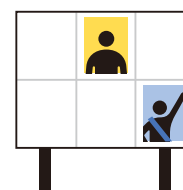
⑥ ニュース、新聞

選挙に関する様々な情報を知ることができます。



⑦ 選挙ポスター

街に選挙ポスターの掲示板が立てられたら、もうすぐ選挙があります。
ポスターのキャッチコピーで特徴や違いがわかるかもしれません。



投票先の決め方の例

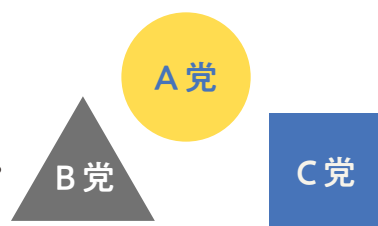
① 政策で決める

どんな政策(国やまちづくりの方針)を訴えているか。
あなたにとって、誰かにとって大事だなと思う政策はあるでしょうか。



② 政党で決める

どの政党に所属しているか、それとも無所属か。
どの政党があなたの考えに最も近いかで選ぶこともできます。
※政党については「06政党って何?」へ



③ プロフィールで決める

年齢、性別、出身地、仕事、経験をみて、親しみを持てたり、
増えて欲しい属性の人に投票してもOK。

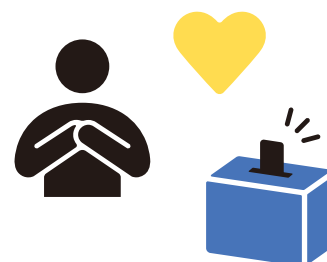


④ その他

①~③以外の方法で決めても、
時間がなくて調べきれなくても大丈夫です。



よく分かってない人が投票しない方がいい、なんてことはありません。
投票に正解はないし、この社会を作っているのは
「誰か」じゃなくてわたしたち。選挙権がある人は、
**あなたの「こうなったらいいな」を
投票で意思表示してみませんか。**



06

政治について詳しくなろう!

政党って何?

政党とは同じ目標(政策)に向かって活動する政治家の集まり

政治団体の中でも、下のどちらかに当てはまると政党を作ることができます。

- 国会議員(国のことを話し合う政治家)が**5人以上**いる
- その団体が選挙で全国の票の**2%以上**を集める

政党は、それぞれの目標の実現を目指して活動しています。

〇〇税を廃止!



〇〇を実現!



〇〇反対!



1人よりも大人数でがんばる方が
目標を達成しやすい。
そのため、選挙の結果でどの党が
何人増えたのか、減ったのかが注目されます

政党を作ることによっていろいろな利点があります。

\ 例えば /

- 多数決で意見が通りやすい
- 協力できる
- 議員の育成

Q 与党、野党って?

[与党]

選挙で**最も多くの議席を取り**、政治の主導権をにぎる政党。1つの政党で半分以上の議席を取れなかった時は、複数の政党で協力して主導権をにぎることもあります(連立政権)。**与党のリーダーが内閣総理大臣(首相)になり**、内閣を組織します。

[野党]

与党以外の党をまとめて「野党」と呼びます。政治を監視し、批判することで、**ルールやお金の使い道の方向を修正する役割**があります。



令和6年10月に鳥取県出身の石破茂いしばしげるさんが内閣総理大臣になりました

Q 持ちものは?

家に届く、

投票所入場券

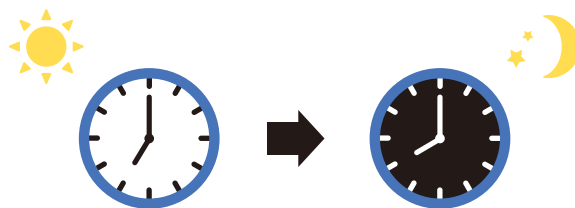
を持っていきましょう。

忘れてしまっても投票できます。



Q 投票できる時間帯は?

原則、午前7時から午後8時まで。



Q 投票所はどこ?

家に届く、投票所入場券に場所が書いてあります。

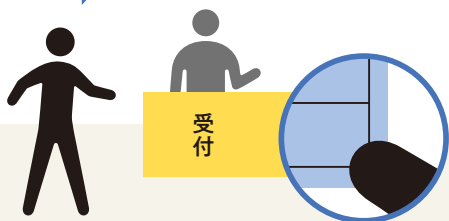
または「〇〇市町村(住んでいる場所)投票所」で検索。



投票所内の流れ

① 受付

投票所入場券を出す
(忘れても投票できます)



③ 投票用紙に記入

立候補者の名前の一覧表がかべに貼ってあるので、覚えていなくても心配ありません。



② 投票用紙をもらう

④ 投票用紙を投票箱に入れる



①~④まで約5分くらいで終わります!

Q 何枚書くの？

衆議院議員選挙は3枚

① 小選挙区選挙

「立候補者の名前」を書く

② 比例代表選挙

「政党の名前」を書く

③ 最高裁判所裁判官国民審査

裁判官が適切かどうか審査します
適切でないと思う裁判官がいれば「×」を、
いなければ何も書かないで投票

参議院議員選挙は2枚

① 選挙区選挙

「立候補者の名前」を書く

② 比例代表選挙

「政党の名前」か「立候補者の名前」を書く

その他の選挙は1枚

「立候補者の名前」を書く

Q 選挙区制って？

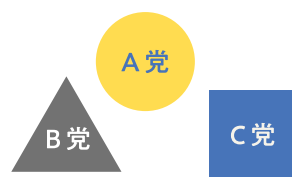
立候補した「人」に投票。票数が多い順に当選します。
1つの選挙区から1人だけ当選することを特に小選挙区制といいます。



Q 比例代表選挙って？

「政党」(参議院選挙の場合は「人」でもOK)に投票。

政党ごとの当選者の数が決まります。各政党が作成した
当選させたい議員リストの上から順に、その人数だけ当選します。



やってもいい？

やっちゃダメ？

投票方法クイズ

1. ひらがなで書く
2. 投票用紙以外の紙に書く
3. 立候補者や政党以外の名前を書く
4. 1つの紙に2人以上の名前を書く
5. 投票所に友達や家族と行く
6. 白紙で投票する
7. 応援メッセージやイラストを書く
8. 誰に投票したか周りの人と話す



クイズの答え: 1.O、2.X、3.X、4.X、5.O、6.X、7.X、8.O

08

投票だけじゃない /

社会を変える8つの方法

①署名

あなたの想いに賛同してくれる人を集めてみましょう。紙以外にも、署名サイトで集めることもできます。



②パブリックコメント

市町村のホームページで、市民の意見を募集していることがあります。誰でも参加可能。「〇〇市 パブリックコメント」などで検索してみましょう。



③陳情、請願

政治への要望を議会に提案することを「陳情」といいます。提案する時に、協力してくれる政治家がいると「請願」になります。



④政治家などと話をする

市民の意見を聞くのも政治家の仕事です。インターネットやSNSから連絡するなど、思いを伝えるチャンスがあります。



⑤地域の市民会議に参加

地域によっては、市民を集めて意見を聞くイベントや会議が開催されています。市町村のホームページなどで募集されていることがあるので、調べて応募してみましょう。



⑥公共訴訟(裁判)

裁判の結果によって、ルールが変わることもあります。



⑦立候補

政治家になることも社会を変える方法のひとつ。企業では解決できないような問題も、法律を変えたり、税金の使い道を工夫することで解決できることがあるかもしれません。



⑧投票

選ばれる政治家が変わると、ルールなどが変わることもあります。



政治について詳しくなろう!

投票日に予定がある時、引っ越した時は?

投票日に
投票にいけない



そんな時には…

期日前投票!

引っ越してから3ヶ月以内、
住民票を変更してない、入院中

そんな時には…

不在者投票!

期日前投票

投票日当日に投票ができない場合は、事前に投票ができます

[投票できる期間] 公(告)示日*の翌日から投票日の前日まで
*立候補者が立候補の届出をする日

[持ち物] 投票所入場券(忘れても投票できます)

[投票場所] 「〇〇市町村(住民票のある場所) 期日前投票所」で検索



不在者投票

引っ越してから3ヶ月以内、今住んでいる場所に住民票がない、
入院中でも投票ができます!

[やりかた]

- 1 前に住んでいた市町村のホームページ等で
投票用紙の請求書をダウンロード。
(※電子申請できるところもあります)
- 2 必要事項を記入し、前に住んでいた市町村の
選挙管理委員会事務局宛に郵送、または持参する。
- 3 投票用紙が郵送されてくる。開封しないで
今住んでいる市町村の投票所に行く

[投票できる期間]

公(告)示日の翌日から
投票日の前日まで

[持ち物]

送られてきた投票用紙など一式

[投票場所]

今住んでいる地域の投票所

時間がかかるので
早めに手続きを



＼その他にも /

選挙権がある人は
どんな状況でも
投票できる制度になっています

重度の身体障がいの人……**郵便投票**
海外に住んでいる人……**在外投票**
船の上にいる人……**洋上投票**
南極地域観測隊の隊員……**南極投票** など



政治について詳しくなろう!

選挙を応援するときのルールは?

選挙運動

選挙期間*に、応援している人が選ばれるように、投票を呼びかける行動のこと。

*選挙期間:立候補者が立候補の届出をする日(告示日、公示日)~投票日の前日まで

立候補者は、より多くの人に投票してもらわないと当選できません。そのため、「〇〇さんに投票してください!」と呼びかける選挙ボランティアの活動がとても大事です。

これは選挙運動? クイズ

○選挙運動、×選挙運動ではない

1. 応援している立候補者の演説動画をSNSにあげる
2. 友達に「〇〇さんに投票して」と言う
3. インターネット上で「投票にいこう!」と言う



[選挙の応援で禁止されていること]



18歳未満の選挙活動

18歳になるまでは、あらゆる選挙運動が禁止されています



選挙期間以外

選挙期間の前や、投票日当日は選挙運動が禁止されています



届出より前に、〇〇さんに投票してくださいと言う



投票日に〇〇さんに投票してくださいと言う

「だれに」を言わなければ「みんな投票に行こう!」はOK



許可されていないものを配る・貼ること

選挙運動で配るものや貼るもの(ポスター、看板、パンフレットなど)には細かなルールがあります。許可されていないものを使うことは禁止されています。

クイズの答え: 1.○、2.○、3.×